

初 鹿 通 信

第 134 号

平成 30 年 2 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

税制大綱のお知らせ

前年 12 月に閣議決定された税制大綱について重要と思われるもののみお知らせ致します。

○給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替(個人所得課税)

平成 32 年より給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げられ、基礎控除の控除額が一律 10 万円引き上げられます。

○所得拡大促進税制の見直し(法人課税)

所得拡大促進税制の税額控除の拡充がされます。

要件① 平均給与等支給額が対前年度比 1.5%以上(大企業は 3%以上)増加していること。

要件② 国内設備投資額が減価償却費の総額の 90%以上

上記の税制大綱は実際の税制改正案施行となる本年4月までに変更になる可能性があります。

中小企業等経営強化法の認定申請業務を承ります

青色申告書を提出する中小企業者が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の 10%の税額控除を選択適用することができるのと同時に、固定資産税が3年間 2 分の 1 になります。

対象設備 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

要件① 資本金が1億円以下の法人、常時使用従業員数が 1000 人以下の個人又は法人、協同組合

要件② 現在～平成 31 年 3 月 31 日までに設備投資

要件③ 一定期間内に販売されたモデル、経営力向上指標が旧モデルと比較して 1%以上向上設備

要件④ 上記要件③について、工業会等から証明書を取得する。

設備メーカーの営業から該当することのインフォメーションがある場合もございますのでご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。

助成金の案内が各所から届くと思いますが、まずは当事務所へご連絡ください。